

## 多度津町農業委員会議事録

平成30年12月14日午前8時56分より午前9時32分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- |       |   |
|-------|---|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について（報告）                |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について                                |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について                                |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について            |
| 議案第5号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について |
| 報告    | その他   |

出席状況

出席委員

農業委員（13名）

議長	秋山義充
職務代理者（2番）	土田敏雄
職務代理者（3番）	大山島弘
4番委員	山崎義行
5番委員	斯波明美
6番委員	塩入明彦
7番委員	香川篤
8番委員	亀山均
9番委員	大谷泰則
10番委員	三野敏彦
12番委員	矢野和幸
13番委員	松浦俊正
14番委員	中村稔

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	堀家徹
2番委員	塚本繁造
3番委員	大西和芳
4番委員	山地正夫
5番委員	松岡安男
6番委員	篠原壽雄
7番委員	村井文数
8番委員	松井求

欠席委員

農業委員（1名）

11番委員	横関幹夫
-------	------

農地利用最適化推進員（0名）

農業委員会事務局職員

事務局長	土井 真誠
農地係長	吉田 清司
主事	西岡 知美

## 審 議 内 容

事務局長

それでは、おはようございます。

ただいまより多度津町農業委員会定例会を開催いたします。

開催に当たりまして、秋山会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

おはようございます。

寒くなってまいりまして、さすがに12月、師走ということでございますけど、委員の皆様方には何かとご多用の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

また、先日はアイレックス、観音寺と研修、お疲れさまでございました。大変熱心に研修していただいて、何かに活用、生かしていけたらなと思っておるところです。

それから、またきょう午後は農地農政検討会、よろしく願いいたします。

それでは、早速ではございますが、開会いたしたいと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。本日はどうもありがとうございます。

事務局長

ありがとうございました。

それでは、本日の農業委員会定例会の出欠でございます。本日は13名の委員さんにご出席を賜っております。横關委員さんから所用のため欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

次に、本会議の成立でございますが、出席委員は14名中13名でございますので、多度津町農業委員会規則第6条でございます過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。

それでは、議長の選出でございますが、多度津町農業委員会規則第4条に、会長は議長となり、議事を整理することになっておりますので、秋山会長をお願いいたします。

議長

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

まず、署名委員の選出でございますが、例によりまして私のほうより指名させていただきます。6番の塩入委員さん、7番の香川委員さん、よろしく願いいたします。

それから、議題に入ります前に、昨日の小委員会の報告を大谷委員さん、よろしく願いいたします。

9番委員

昨日の小委員会のご報告をさせていただきます。

9時よりこの場所で行いました。出席委員は、秋山会長、大島、土田副会長、それと推進委員で堀家委員と私、それと事務局で行いました。

まず最初に、現地確認ということで、第2号議案の山階北山の申請と、第3号議案の青木宿地の件を、現地視察を行いました。視察の結果につきましては、特段問題はないかというように考えております。

その後、小委員会がこの場でございまして、その中でちょっと意見とし

て出たのが、4号議案の中の1番とか4番です。農地の利用集積に関係あるんですが、相続がなされていないような状態で、結果的には集積という形になって、抱えてるほうも困っているという格好があるので、その点について、農業委員会としてどういうふうにかえるかというような、ちょっと問題提起がありました。以上ですけど、皆さんの中でご審議をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案のほうに移らせていただきます。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知についてを議題といたします。

事務局

議案第1号をごらんください。

【議案第1号1番から3番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番と番号2番につきましては、戦前からの小作地を当事者の合意に基づいて解約するものです。

以上です。

議長

報告案件でございますが、1番と2番については戦前からの小作ということで、例によりまして、地元委員さんより一言いただいております。

まず、1番、奥白方、山地さん、よろしく申し上げます。

推4番委員

●●さんと私と、数年前より●●さんから畑の耕作ができないので解約させていただきますという話が一度ありました。それで、了解をしていましたが、このたび●●さんと同意のもとで正式に解約手続をさせていただいたということでございます。小作料につきましては、数年前に解約の話があったときよりいただくようにはしていません。それと、●●●●さんにつきましては、現在1人で住んでおり、●●さん、●●さんの主人の●さんも亡くなっており、●●、●●も亡くなっており、あと●●さん2人はもう成人しており出ておりますので、今回、●●さんにつきましては、1人で住んでいるということで、何かと後々のことを考えて整理をしておく必要があるということで最終的には同意して、手続をさせていただいております。

以上です。

議長

ありがとうございます。

続きまして、2番は篠原さんですか。

推6番委員

これ、北鴨2丁目ですが、イオンの道がありまして、その丸亀側です。道より東側になります。その辺が北鴨2丁目になっております。●●●●さんが、高齢のため施設に入りまして、今まで農地を管理してたんですが、もうできないということで、お返ししますということで話があったそうです。●●さん、息子さんもいるんですが、農業のほうはやらないというこ

とで、今後の管理は、●●さんはいなくなったんですが、長男がおりますので、その人が維持管理をするということで、円満に解決して、金銭的なものは発生しておりません。

ということで、以上です。

議長

ありがとうございます。

以上でございます。報告案件ということで、議案1号、よろしくご理解いただきたいと思えます。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。

【議案第2号1番について 議案書を基に朗読】

番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域の農地ではありますが、農用地とはなっていないいわゆる白地であり、第2種農地であると判断しております。転用理由として、宅地拡張となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は昭和46年ごろとなっておりますので、納屋については既に建築しており、無断転用の事案でありますので、転用の確実性は認められ、また付近の状況につきましても既に調整済みです。資金計画ですが、造成費、建築費等で合計200万円となっております、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

今回の転用は、集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長

担当は塚本さんですか。

推2番委員

この家、多分、空き家やと思うんですけども。

家の処分などで、始末せないかんで、出てきたと思います。

議長

こういう無断転用がたまにはありますね。

皆さんのほうから何かご意見、ご質問等ございましたら、ご発言いただきたいと思えます。

特段ございませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようでしたら、議案第2号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長

異議なしということで、議案第2号、承認といたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

を議題といたします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

【議案第3号1番について 議案書を基に朗読】

番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域の農地ではありますが、農用地とはなっていないいわゆる白地であり、第2種農地であると判断しております。転用理由として、転用事業者が申請地横の親の自宅を改装してカフェを営むに当たり、駐車場が必要となりました。農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成31年2月10日、工事完了が平成31年8月10日となっていますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、造成費等で合計200万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議に該当しません。

今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長

大西さんかな。

推3番委員

そうです。

議長

そば屋ですか。

推3番委員

私もこの方、地元の自治会の会員さんでもないし、具体的なことを余りよく知らないんですけども、相当昔に、もとの持ち主より、今回のこの●●さんのお父さんが購入して住んでた家を、昼間にそば屋をして、夜にカフェという、飲食業を営むということで、その隣接している今回の●●さんの名義の畑を、駐車場にするということで申請が出ているようです。

議長

参考のためやけど、これ、土地買って住んでたのはいつごろかな。

推3番委員

いつごろでしょう。

議長

もとの持ち主は誰やったん。

推3番委員

たしか、●●さんという方で、もう何十年。

議長

勤め人、農家ではないんやな。

推3番委員

農家ではない。もう二、三十年ぐらい。二十年ぐらいにこの●●さんというのが来たというぐらい。

議長

そんなんなるんか。

職務代理者(3番)

見晴らしがええきに、来たんやろう。高台で南に向いて。

議長

見晴らしはええわな。

あれ、本当は逆がええ。家が上で、駐車場が下ならええ。

推3番委員

確かに家は、つくりとか、雰囲気とか、民家にしたら、古いけどモダン

などというか。最近テレビでもよう古民家を改築して、それで飲食業するとうんがよう出とるけど、そんな雰囲気はある家かなという。

議長

ああそうですか。

職務代理人(3番)

家へ入るのは西か。

推3番委員

今回、この取得するところの南というか、県道上がったところに、途中から斜めに下へおりていく4メートルの道がある。

議長

わかりました。

皆さんのほうから何かご意見等ございませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようでしたら、議案第3号、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長

異議なしということで、議案第3号を承認いたします。

続きまして、例によりまして、4号、5号、一括して上程させていただきます。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてと、あわせまして議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定についてを議題といたします。よろしくお願ひします。

農業委員会等に関する法律の第31条の議事参与の制限の関係で該当いたします●●委員さん一時退席をお願いします。

(●●委員退席)

事務局

議案第4号をごらんください。

経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画になります。土地所有者が香川県農地機構へ貸し付けをいたします。貸付期間といたしましては、4番と5番は平成31年1月1日から平成36年12月31日までの6年間、それ以外は平成31年1月1日から平成40年12月31日までの10年間の貸し付けとなっております。合計といたしまして、7件で12筆1万906平米となっております。

以上7件の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。

次に、議案第5号をごらんください。

農地中間管理事業の資料となっております。農地利用配分計画案となっており、農業委員会において意見聴取することになっています。香川県農地機構から、右側の欄に記されている借り手へ貸し付けをいたします。農業委員会の承認を得ますと、12月18日より公告縦覧となります。

補足といたしまして、番号3番から5番、そして6番から8番の3筆については、同じ地番が記載されておりますが、貸付先が異なるため、分けさせていただいております。10月から5月については●●●●●●●●●●

●●に貸し付けをし、6月から9月については●●●●に貸し付けをいたします。そして、6番から8番が土地所有者と貸付先が同じ方になっておりますが、10月の際の農業委員会と同様で問題はありません。

以上です。

議長 皆さんのほうから何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

これ、●●さんのわかるかな。きのう、いろいろ勉強させてもろうたんやけど。それと、4号で4番、5番、6年という問題と、議案第5号の●●さんの野菜と水稲という、まあ勉強になったかなと思うのですけど。

よろしいですか。

職務代理者(2番) わからなかったら聞いて下さいよ。

議長 三野さん、何でも聞いたほうが勉強になっていい。

10番委員 この辺詳しく教えていただいたら。

議長 そうやろ。西岡さん、●●さんのほうで。

事務局 まず、農地機構が借り受けをするのが、期間借地ができなくて通年での契約となりますので、●●●●●●さんが露地野菜をつくるということで期間を定めているので、それ以外の期間が余ってしまう状況でありまして、土地所有者とは同じになってしまうんですけども、●●●●さんが水稲で、そのほかの期間をつくるという申請になっております。

10番委員 稲作しかしないっていう方がいれば、冬の間、遊んどるから、冬の間だけ貸すっていうこともできるっていうこと。

職務代理者(2番) できない。

農地機構へ持ち込むんは、年間通して持ち込まないかん。農地機構へ持ち込むときにはな。半年だけ農地機構へ持ち込むということはできないから、こういう格好になる。1年間、農地機構へ持ち込んでいて、●●が野菜だけして、残りあいているときは、もとの地主が稲作をするというふうな格好がこれしかできない。だから、本人が出して本人が借り取るみたいな格好になつとるわな。

それともう一つのやり方は、この●●が稲作までしたら、こういうことにはならない。

10番委員 ああ、全部ね。

議長 まあ、普通はそれじゃろな。

職務代理者(2番) ●●が稲作までしたらな。今のところ、稲作する予定がないけん、こんな格好になつとる。

議長 ●●さんとこ、野菜専門でみんなメンバーやっているからやろ。

6番委員 例えば、これ、1つの田んぼを2者に貸すということになるわな。貸すというか。それが、例えば年間に3つするというでも、これはいけるん。こんなことないと思うんやけど。1つの田んぼで、今やったら稲と野菜に

使っとるけど、この野菜をもう一つ短期間でできるんなら、野菜専門の人がつくるといってもいけるわけ。そういう縛りはないんかな。

議長 ●●君、知ってるかな。

職務代理者(2番) 多分いけると思う。

議長 いけると思う。

6番委員 ただ、そんなこと現実ないと思うけどな。

事務局 機構の方に聞いてみないとわからない点もあるんですけど、一応、表作と裏作っていう、2つで区切りをしているので。でもできるかもしれないですが。

職務代理者(2番) そやったら、もう二作やけん。三作が出来るんやったら、可能性はある。

6番委員 あるわな。

議長 レタスは3回ぐらいとれるんかな。この間、観音寺行ったら、もう2回目やってる。

6番委員 ああ、してたな。

推3番委員 軟弱野菜やったら、3回、4回。

議長 ああ、4回もいけるん。

推3番委員 その品種によるけど。

6番委員 あるかもわからんな。

推3番委員 今の話もそうなんですが、例えば別に稲作、秋冬野菜せんでも、田植え後とか、いや野菜つくった夏場か、水稻時期に景観作物とか、土壌改良作物、いわゆるソルゴーとかレンゲとか、種を蒔いて使いよんやというような履歴でだめなんですか。

職務代理者(2番) 構わんやろ。

推3番委員 そういう希望があるわけや。

職務代理者(2番) ●●君は稲作したい。稲作を全部●●に持ち込めんから、持ち込んでみんなと一緒に稲作ができんから、自分だけで稲作やるということになっとるらしいですよ。

議長 ほかにありませんか。

(なし の声あり)

議長 ないようでしたら、議案第4号、議案第5号、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 異議なしということで、議案第4号並びに議案第5号を承認いたします。

(●●委員着席)

事務局 ●●さんが帰られたので次に進めさせていただきます。

4番委員 ちょっとええですか。

議長 はい、どうぞ。

- 4番委員 5号の奥白方の14番ですが、登記面積と取扱面積が違うのは、分筆ができてないことやろうか。それをちょっと聞きたい。
- 職務代理人(2番) 道があるとかなんとか言うんじゃない。
- 4番委員 1番がついとらんけん、ひよっとしたら分筆ができてないんかなと。そうせな、面積40平米ぐらい違う。
- 事務局 そうですね。ここに関しては、分筆ができておらず、この差が出ています。
- 4番委員 そうやろ。拡張で5メートルになっとるからな。町道は広がっとんやけど、町がまだ登記してないんやな。1番ってついとらん。
- 議長 あるんや。
- 事務局 昔の場合は登記をしてないところがあります。
- 職務代理人(3番) 道をつけてくれというた分は、町が登記してないのがようけある。
- 4番委員 そうじゃなかったら、1番がついとったら、40平米違うのは、どうしたとなるけど、大概是1番がついとらんけん。
- 職務代理人(3番) それもきのうも言よったんよ。
- 事務局 そうですね。
- 職務代理人(3番) 作付け面積と違うん、どっちかなと。
- 職務代理人(2番) これ、地籍調査が入ったらはっきりするよな。
- 4番委員 そういうなんで町が大分残っとることがある。
- 議長 ある。
- 4番委員 それやったら、納得できる。
- 議長 きのう話に出たんや。
- 職務代理人(2番) 地積が進んでいったら、こういうこともなくなってきたかな。
- 4番委員 プリントミスではなくて、1番がついとらんから、そうかなと思って確認に聞いただけです。
- 議長 そしたら、その他ということで、事務局、お願いいたします。
- 事務局長 それでは、事務局より2点ほどご報告させていただきます。
- 1点目は、相続届けについて、2点目は農地農政検討会についてでございます。
- 事務局 **【その他2点について事務局より説明】**
- 事務局長 それでは、引き続き、来月の予定につきましてご報告いたします。1月の小委員会は、17日木曜日の午前9時から、第1会議室で行います。当番委員は10番三野委員、推進委員、2番の塚本委員にお願いをいたします。定例会は、翌18日、金曜日の午前9時からこの第1会議室で行います。署名員さんは、8番の亀山委員、9番の大谷委員、10番の三野委員のうち、2名の方をお願いをしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。
- 事務局長 事務局からは以上です。

議長 予定していた点は以上ということですが、皆さんのほうから何か、全体通しましてございましたらご発言ください。

(なし の声あり)

議長 特段ないようでしたら、これで閉会いたしたいと思います。どうも長時間ありがとうございました。